



平成 28 年 8 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社さが美
代 表 者 名 代表取締役社長 平松 達夫
(コード番号: 8 2 0 1 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取締役 (業務部長) 宿野 大介
(TEL 0463-52-0857)

AG 2号投資事業有限責任組合による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明 及びAG 2号投資事業有限責任組合との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 8 月 17 日開催の取締役会において、以下のとおり、AG 2号投資事業有限責任組合（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねること、及び公開買付者との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けは、当社の普通株式の上場廃止を意図したのではなく、本公開買付け後も当社の普通株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における上場は維持される方針です。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	AG 2号投資事業有限責任組合	
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂二丁目 23 番 1 号	
(3) 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合	
(4) 組 成 目 的	投資先企業の企業価値向上等を通して、組合員の財産を最大化することを目的とする。	
(5) 組 成 日	平成 28 年 6 月 29 日	
(6) 出 資 の 総 額	10,000,000 千円 (コミットメント総額)	
(7) 出 資 者 の 概 要	国内金融機関等	
(8) 業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名 称	アスパラントグループ株式会社
	所 在 地	東京都港区赤坂 2-23-1
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 中村 彰利
	事 業 内 容	投資事業有限責任組合財産の運用及び管理
(9) 当 社 と 当 該 フ ァ ン ド と の 間 の 関 係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と業務執行組合員との間の関係	該当事項はありません。

2. 買付け等の価格

普通株式1株につき、56円（以下「本公開買付け価格」といいます。）

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成28年8月17日開催の取締役会において、出席取締役の全員一致により、本公開買付けについて、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねること、及び公開買付け者の無限責任組合員であるアスパラントグループ株式会社（以下「アスパラントグループ」といいます。）との間で本資本業務提携契約を締結することを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置 ④当社における利害関係を有しない取締役の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載された方法によりなされております。

本公開買付けの内容の詳細につきましては、本公開買付けの開始日に公開買付け者から提出される公開買付け届出書をご参照ください。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

公開買付け者によれば、公開買付け者である、AG2号投資事業有限責任組合は、無限責任組合員であるアスパラントグループにより、平成28年6月29日に組成された投資事業有限責任組合であるとのことです。

なお、アスパラントグループは、平成24年10月5日に設立され、潜在的に競争力のある国内企業に投資し、経営者と共に業績改善を支援することで投資先の企業価値向上を行う会社であり、国内外の金融機関、プロフェッショナルファーム、政府機関、国際機関等で長年経験を積んだメンバーで構成されているとのことです。これまで、日本国内において、三浦印刷株式会社（印刷業及び駐車場管理業）、株式会社テラケン（海産物居酒屋さくら水産等の運営）、りんかい日産建設株式会社（総合建設業）、株式会社ヒューマニック（リゾート関連施設向け人材派遣業及び関連事業）、株式会社駐車場総合研究所（有人駐車場管理運営及び駐車場コンサルティング）及び株式会社FILWEL（研磨剤及びライフ材（人工皮革）製造業）の6社に対して投資実績を有しており、業績改善に向けた施策を実行しているとのことです。

アスパラントグループは、平成28年8月15日開催の、アスパラントグループにおける最終投資意思決定機関である投資委員会において、公開買付け者を介して、東京証券取引所市場第一部に上場している当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）のうち、当社の親会社であるユニーグループ・ホールディングス株式会社（以下「ユニー」といいます。）が本日現在において所有する当社株式数の全て（21,994,126株、所有割合（注1）55.49%）（以下「本応募予定株式」といいます。）を取得することを目的として、本公開買付けを実施することを決裁したとのことです。なお、公開買付け者は、本日現在、当社株式を所有していないとのことです。

本公開買付けに際して、公開買付け者は、ユニーとの間で、その所有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の公開買付け応募契約（以下「本応募契約」といいます。）、並びにユニー及び当社との間で、ユニー

が所有する当社株式の全部を本公開買付けに応募し、かつ、本公開買付けが成立したことを前提条件として、ユニーが本公開買付けの決済の開始日付で、ユニーが当社に対して有する額面金額 34 億円の貸付債権（以下「本貸付債権」といいます。）のうち 16 億円を放棄（以下「本債権放棄」といいます。）した上で、本債権放棄後の本貸付債権（以下「本放棄後貸付債権」といいます。）を、額面金額である 18 億円で公開買付者に譲渡する（以下「本債権譲渡」といいます。）旨の債権譲渡契約（以下「本債権譲渡契約」といいます。）を平成 28 年 8 月 17 日付で締結しております。本応募契約及び本債権譲渡契約の詳細については、下記「④本公開買付けに係る重要な合意に関する事項 a 本応募契約」及び同「b 本債権譲渡契約」をご参照ください。

アスパラントグループは、平成 28 年 7 月中旬にユニーが所有する当社株式の取得に興味を示していたところ、ユニーは、ノンコア事業の売却の観点からは、株式の譲渡に加え、本貸付債権も併せて譲渡したい意向を示していたため、アスパラントグループとしてもこの意向を受け入れ、平成 28 年 8 月中旬まで複数回にわたり、本貸付債権の譲受価額についてユニーと協議を重ねてきたとのことです。アスパラントグループは、当社の財務状況、業績、キャッシュフローに照らし、現状の当社は過大債務であるとの認識のもと、当社の資金負担能力に関する初期的調査を行い、本貸付債権の譲受価額は 18 億円が妥当であるとの結論に達し、ユニーとの交渉を経て、平成 28 年 8 月中旬に、当社株式の取得と併せて、本債権放棄を実施したうえで、本放棄後貸付債権の額面金額である 18 億円で債権を譲受する方向性を決定したとのことです。アスパラントグループは、本放棄後貸付債権の譲受価額である 18 億円の評価の妥当性について、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）に評価を依頼し、平成 28 年 8 月 12 日付で、報告書（以下「本報告書」といいます。）を取得したとのことです。本報告書によれば、プルータスは、平成 28 年 7 月 31 日を評価基準日とし、当社の手元現預金に短期差入保証金等、短期に資金化できる資産を加えた金額の水準に鑑み、債権の回収可能性は問題ないとの前提のもと、金利及び元本を一定の割引率で現在価値に割引引くディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）により債権の評価を行っており、その結果、本放棄後貸付債権の評価額である 18 億円は妥当であるとのことです。

また、当社及びアスパラントグループは、平成 28 年 8 月 17 日付で本資本業務提携契約を締結しており、業務提携の目的及び内容、当社による本公開買付けへの賛同、本公開買付け実施後の当社の運営及び役員体制等について合意しております。本資本業務提携契約の詳細については、下記「④本公開買付けに係る重要な合意に関する事項 c 本資本業務提携契約」をご参照ください。

本公開買付価格である 1 株当たり 56 円は、下記のとおり、最終的に、アスパラントグループとユニーとの協議により決定した価格であるとのことです。

すなわち、公開買付者によれば、アスパラントグループは、本公開買付けの主たる目的が、ユニー所有株式（21,994,126 株、所有割合：55.49%）を取得することであることに鑑み、本公開買付価格の決定については、アスパラントグループとユニーが合意できる価格をもって決定する方針を採用したとのことです。

アスパラントグループは、かかる方針のもと、過去 1 年間の当社株式の市場株価を参照しつつ、ユニー及び当社から提出された当社の事業・財務・法務等に関する資料の精査、当社の経営陣との面談等の買収監査（デュー・ディリジェンス）の内容も踏まえ、ユニーとの間で複数回にわたり協議を行った結果、買付価格を 1 株当たり 56 円とすることを決定し、最終的に、公開買付者は、平成 28 年 8 月 15 日付で、本公開買付価格を 1 株当たり 56 円とすることを決定したとのことです。

なお、アスパラントグループは、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、応募予定株主たるユニーとの協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書の取得はしていないとのことです。

本公開買付価格 56 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 28 年 8 月 16 日の当社株式の東京証券取引所における終値（81 円）に対して 30.86%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算において同じです。）のディスカウント、同日までの過去 1 ヶ月間（平成 28 年 7 月 19 日から平成 28 年 8 月 16 日まで）の終値単純平均（80 円）（小数点以下第一位を四捨五入。以下、平均株価の計算において同じです。）に対して 30.00%のディスカウント、同過去 3 ヶ月間（平成 28 年 5 月 17 日から平成 28 年 8 月 16 日まで）の終値単純平均（82 円）に対して 31.71%のディスカウント、同過去 6 ヶ月間（平成 28 年 2 月 17 日から平成 28 年 8 月 16 日まで）の終値単純平均（87 円）に対して 35.63%のディスカウントを行った価格であります。

この点、公開買付者によれば、平成 28 年 7 月中旬に、アスパラントグループが、ユニー（所有割合：55.49%）が所有する当社株式の取得に関心を示し、ユニー及び当社から提出された当社の事業・財務・法務等に関する資料の精査、当社の経営陣との面談等の買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、ユニー所有株式の取得について分析、検討を進めたとのことです。

その上で、アスパラントグループは、ユニーに対して、上記分析、検討を経た買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件とともに当社の経営に係る方針などの提案を提示した後、平成 28 年 8 月 1 日、当社の新たなパートナー候補者としてユニーに選定されたとのことです。その後、アスパラントグループは、平成 28 年 8 月中旬まで複数回にわたり、本貸付債権の譲受価額及び株式の買付価格についてユニーと協議を重ねたとのことです。アスパラントグループは、ブルータスの本報告書に基づき、本貸付債権の譲受価額は 18 億円が妥当であることを前提に、デュー・ディリジェンスの結果等に基づき、当社の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析したところの妥当な株価の水準について、ユニーとの間で協議を進めた結果、買付価格を 1 株当たり 56 円とすることを決定し、最終的に、アスパラントグループは、平成 28 年 8 月 15 日付で、本公開買付価格を 1 株当たり 56 円とすることを決定したとのことです。

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けは本応募予定株式の取得を目的として実施するものであり、また、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を 21,994,126 株（所有割合 55.49%）と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（21,994,126 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わず、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。なお、かかるあん分比例の方式で決済が行われた結果ユニーが所有する当社株式の一部について買付け等が行われなかった場合、ユニーは、証券取引所市場での売却等により当社株式の所有割合を減少させていく意向であるとのことです。他方、公開買付者は、21,994,126 株（所有割合 55.49%）を買付予定数の下限として設定し、応募株券等の総数が買付予定数の下限（21,994,126 株）に達しない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

（注 1） 当社が平成 28 年 7 月 1 日に提出した第 43 期第 1 四半期報告書に記載された平成 28 年 5 月 20 日現在の当社株式の発行済株式総数（40,834,607 株）から同日現在の当社の所有する当社株式に係る自己株式数（1,196,468 株）を控除した当社株式数（39,638,139 株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入します。以下、比率の計算において特別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。）をいいます。なお、株主名簿上は当社名義とされているものの、実質的には当社が所有していない株式が 1,000 株あるため、当該株式数は自己株式数から控除しております。かかる

1,000株について、当社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に問い合わせたところ、記録がなく明確には分からないとのことであり、あくまで当社の推測ですが、過去に自己株式を第三者に処分し、当該第三者が当該株式の名義書換を行わないまま時間が経過して所在不明となり、その後株券の電子化によって所在不明の1,000株が同行の特別口座で管理されている状態となっていると考えております。

② 公開買付者が本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針

a 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程

当社は、昭和49年8月にユニー株式会社の呉服部門が分離し、高級きもの専門店「株式会社さが美」として営業を開始いたしました。現在、当社及びその子会社である株式会社東京ますいわ屋（以下「当社子会社」といいます。）からなるさが美グループ（以下「当社グループ」といいます。）は、呉服・和装品その他関連商品の小売、宝飾品等の小売、雑貨等の小売などからなる小売事業、及び自社不動産の賃貸事業としてのその他事業を営んでおります。当社は設立の翌年の昭和50年10月より、独自の店舗展開を行い、中部地方を中心に店舗を構える親会社に依存した店舗展開とは一線を画し、全国展開を前提とした各種ショッピングセンターに出店を開始しました。直近会計年度末である平成28年2月20日時点では、当社グループ合計で231店舗（当社が国内186店舗、当社子会社が国内45店舗）を全国に展開しております。

なお、当社は、昭和60年10月に東京証券取引所市場第二部に上場し、平成3年8月には東京証券取引所市場第一部に指定変更し、現在に至っております。

我が国の伝統衣装である呉服・着物の市場は、特に昭和の後半から、国民の生活様式の変化や伝統的行事の衰退等の影響により、市場規模は減少傾向となり、昭和50年代には約1.8兆円であった市場規模が平成に入り6,000億円台にまで減少し、近年では3,000億円規模にまで縮小しています（出典：矢野経済研究所『呉服市場に関する調査結果2016』）。

このような厳しい市場環境の中で、当社の経営も厳しさを増したことから、不採算性事業からの撤退やM&Aによる事業構造の転換を進め、また平成20年3月には中期の再建計画を策定し、構造改革を進めるなど、経営努力を続けて参りました。しかしながら、事業構造の変革が十分な成果を上げるには至らず、また市場環境の変化への対応にも遅れが生じたことから、当社グループの売上高は過去10年間で600億円台から200億円台にまで減少し、利益も経常損益ベースでは直近の5期（平成24年2月期～平成28年2月期）は連続して赤字を計上し、さらに過去10事業年度で最終黒字を計上できたのは平成21年2月期のみとなっております。

こうした厳しい経営環境と事業成果を踏まえ、当社はかかる赤字経営状態を解消し、収益力の改善を図るため、平成28年3月10日に「事業構造改革の実施について」を策定し、適時開示を実施いたしました。この計画によれば、①収益力が継続的に低く、営業損失の大部分の要因となっており、将来的にも改善が見込めないため、ホームファッション事業からの全面撤退、②平成29年2月期中に、きもの事業の業績不振店の閉鎖（22店舗の閉鎖を予定）、③現本社移転とその跡地利用による不動産収入の拡大、以上3つの重点施策を実行し、赤字要因を解消し、経営資源をきもの事業に集中することで営業利益の黒字化を図っております。

かかる状況下、平成27年9月に、当社は、ユニーから、当社の企業価値向上のためには、新たなパートナー

とともに本格的な事業の立直しが必要であるとの判断に至ったこと、またそのためには、ユニーが所有する当社株式の全部を譲渡する買付者候補を検討する意向であることを伝えられました。

これを受け、当社は、当社グループの置かれている事業環境、当社グループの最近の業績等を勘案した上で、当社グループの更なる業績改善、経営の安定化に資する、新たなパートナーを探すことにつき、ユニーと共同して着手しました。

そのような中、アスパラントグループは、平成 28 年 7 月中旬に、ユニーが所有する当社株式の取得への関心を示しました。そして、経営者と共に業績改善を支援することで投資先の企業価値向上を行うアスパラントグループは、強固な顧客基盤や店舗ネットワークを有する当社に投資を行い、当社グループを主に経営管理面から支援することで業績改善に貢献することが可能との考えに至り、平成 28 年 7 月中旬に当社の親会社であるユニーとの協議を開始したとのことです。

その後、アスパラントグループは、平成 28 年 8 月中旬まで複数回にわたり、ユニーとの間で取引スキームの詳細や本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの諸条件等について、協議を重ねたとのことです。

我が国の呉服業界の市場規模は昭和から平成にかけて大幅に縮小してきましたが、平成 23 年に約 3,000 億円まで低下した以降は、下げ止まり感がみられます。その背景としては、若者世代を中心とした浴衣ブームや、リサイクル着物店やレンタル着物チェーンの多店舗化、さらに訪日外国人を中心としたインバウンド効果などが挙げられます。とくにデザイン性の高いカジュアルな呉服への関心が高まっており、当社としては、消費者の様々なニーズに対応した新たな市場を捉えることでまだまだ需要の回復を図れるのではと考えております。こうした中、経済産業省は、「若い世代のきものへの関心の高まり等を踏まえ、新たな需要の開拓に向けて新たなビジネスモデルを構築し、きもの産業の好循環を創造するため」平成 27 年 1 月 30 日に有識者、若手経営者及びユーザーから構成される「和装振興研究会（製造産業局長主催の研究会）」を設置し、同研究会によって平成 27 年 6 月 16 日に発表された「和装振興研究会報告書」では、和装振興に対する 4 つの提言として、「潜在市場開拓のための新たなビジネスモデル構築」「きものを着るシーンの促進」「きものを活用した地域振興」「国内外への『きもの』の発信」などが挙げられています。

このような「きもの」を扱う呉服事業は需要の後退期を経て、新たな市場構築へ向けたステージに入っているものと思われます。当社グループは国内最大手の呉服小売チェーン店として、優良な顧客基盤と全国ネットワークの小売店を擁しており、業界における高い知名度、ブランド力を有しています。アスパラントグループとしては、当社は、これまでは市場規模の縮小を背景に業容は低迷してきたものの、市場の縮小がほぼ収束する中で、既存の事業基盤を活かして顧客管理に基づく顧客クラス別満足度のアップにより、安定した売上と利益を確保しつつ、当社の持つチャネルや経営資源を最大限に活用して新規の顧客層を獲得することで事業の成長を実現することも十分可能と考えているとのことです。具体的には、アスパラントグループは、以下のような施策により当社グループの業績改善と競争力の強化を図り、企業価値の向上に貢献していきたいと考えているとのことです。

① 経営と営業力の強化

(ア) 営業活動と顧客管理システムの連携による顧客満足度の向上と営業収益の拡大

顧客管理システムの導入により、店頭での顧客クラスごとの営業活動をより充実させていくことで顧客の求める商品やサービスを提供し、また展示販売会や店内企画などを顧客ランク別によりきめこまかく行うことで顧客満足度を高め購買額の増加を図りたいと考えているとのことです。また今後は、顧客

管理システムをさらに高度化して、休眠客の掘り起こしや新規顧客のリピータ化及び新たな商品開発につなげていくことで購買顧客数の拡大を目指す方針であるとのことです。

(イ) 店舗採算制度に基づく店長利益管理体制の強化

店長及び販売員と顧客との関係をより強固にし、店頭、展示販売会などの販売形態毎の利益管理に基づく体制を構築して、店舗毎の採算性を重視していく方針であるとのことです。

(ウ) 人材教育・評価制度の充実

きものは日本の民族衣装であり、その商品を取り扱い、その魅力を顧客に伝えるには、販売員の商品知識や日本文化への造詣が必要不可欠であり、そのための人材教育に中長期的に取り組む必要があると考えているとのことです。

(エ) スtockオプション制度を含めたインセンティブプランの導入

人材育成と並んで、社員のモチベーションとロイヤリティの向上は重要であり、そのための報酬制度を導入するとのことです。すなわち、業績に対する貢献意識を高めて、より会社が利益を出し、企業価値を向上させることにインセンティブを与える方針であるとのことです。

② 保有不動産の活用を通じた収益の安定化

事業用の不動産の活用についても、これまでの使用頻度、使用目的、事業への貢献度などを検証し、それらの活用について見直しを図り、業績の向上、資産効率の改善に結びつく利用法などを再検討するとのことです。

③ 成長戦略としての同業及び関連業務との提携

例えば、シナジーのある同業者との提携等による競争力のアップ、また関連事業者との連携による顧客サービスの向上と顧客の囲い込みなど、グループの事業を成長させるための戦略を検討・推進する方針であるとのことです。

アスパラントグループは、これらの施策の推進に当たり、取締役を含めた複数名の人材を当社に派遣することを予定しているとのことです。また、上記の①経営と営業力の強化と②保有不動産の活用を通じた収益の安定化については、役職員に対するインタビューにより現状・課題を把握した上、外部コンサルタントの起用も検討しつつ、実行を推進していくことを考えているとのことです。また、③成長戦略としての同業及び関連業務との提携については、メンバーの培った、企業提携のネットワーク、ノウハウ等を提供し、サポートすることを予定しているとのことです。

国内外の金融機関、プロフェッショナルファーム、政府機関、国際機関等で長年経験を積んだメンバーを擁するアスパラントグループが現経営陣と連携し、上記の施策を推進することにより、当社の業績改善及び更なる成長に寄与し、さらに、和文化の象徴でもある「きもの」の魅力を日本の幅広い世代や外国人に伝え、既存市場の底上げと新規需要を開拓することで、呉服市場の拡大と呉服産業を支える各地方の経済の活性化に貢献していきたいと考えているとのことです。

上記のような施策を実現する上では、アスパラントグループが公開買付者を介して当社に投資を行い、取締役を含めた複数名の人材を派遣することで迅速かつ柔軟な意思決定を行う経営体制を構築するとともに、当社の負債のリストラクチャリングにより財務状況を改善することが必要だと判断し、アスパラントグループは平成 28 年 8 月 15 日開催の投資委員会において、公開買付者を介して、本公開買付けを実施することを決裁したとのことです。

b 本公開買付け実施後の経営方針

アスパラントグループは、本公開買付け実施後も当社の上場を維持し、引き続き現経営体制の自主性・独立性を重んじ、現経営陣の経営をサポートしていく予定であるとのことです。

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

上記「②公開買付者が本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け実施後の経営方針 a 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、親会社であるユニーによる当社株式の売却の意向を受けて、当社は、当社グループの置かれている事業環境、当社グループの最近の業績等を勘案した上で、当社グループとの事業シナジーはもちろんのこと、長期的な視点から継続的に協力関係を築いていくことができるパートナーの選定に関して、慎重に検討を進めて参りました。

しかるに、国内最大手の呉服小売チェーン店である当社グループが擁する、優良な顧客基盤と全国ネットワークの小売店、及び業界における高い知名度、ブランド力を活かしつつ、国内外の金融機関、プロフェッショナルファーム、政府機関、国際機関等で長年経験を積んだメンバーを擁するアスパラントグループから、主に経営管理面における支援を受けることで、顧客管理に基づく顧客クラス別満足度のアップにより、安定した売上と利益を確保しつつ、当社の持つチャネルや経営資源を最大限に活用して新規の顧客層を獲得し、事業の成長を実現することが十分可能であるとの判断に至りました。

そこで、当社は、アスパラントグループの意向や、当社、ユニー並びにアスパラントグループ及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言を踏まえた上で、アスパラントグループに対し、本公開買付けの条件の詳細、本公開買付け後の当社の経営方針及び本公開買付けの必要性・相当性を確認し、慎重な協議及び検討を行った結果、本債権放棄により当社の財務体質が改善するとともに、当社がアスパラントグループと安定的な資本関係を構築することで、当社の企業価値のより一層の向上を図ることができ、当社株主の皆様にとって株式価値の向上につながるものと判断いたしました。

以上の理由から、平成 28 年 8 月 17 日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した取締役の全員一致により、本資本業務提携契約を締結するとともに、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議いたしました。なお、上記の当社取締役会決議は、取締役 5 名中、越田次郎氏を除く全ての取締役 4 名が出席しております。越田次郎氏は親会社であるユニーの取締役専務執行役員を兼務しているため、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定において、公正性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には参加しておらず、上記取締役会には出席しておりません。

一方で、本公開買付けにおいては、アスパラントグループは、当社株式の上場廃止を企図していないとのことであり、株主の皆様としては本公開買付け後も当社株式を所有することにも十分な合理性が認められる一方で、上記「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付価格が平成 28 年 8 月 16 日までの過去 1 ヶ月間（平成 28 年 7 月 19 日から平成 28 年 8 月 16 日まで）の終値単純平均（80 円）、同過去 3 ヶ月間（平成 28 年 5 月 17 日から平成 28 年 8 月 16 日まで）の終値単純平均（82 円）及び同過去 6 ヶ月間（平成 28 年 2 月 17 日から平成 28 年 8 月 16 日まで）の終値単純平均（87 円）に対しディスカウントした価格であることから本公開買付価格が当社株式の公正な価格であるかという点については疑義が残ること、本公開買付けは実質的に大株主間の当社株式の売買であり、本公開買付価格は、アスパラントグループとユニーとの間で協議・交渉の結果決定されたものであること、当社がアスパラントグループと安定的な資本関係を構築することで当社の企業価値及び株式価値の向上が実現できると考えることは不合理ではないことを総合的に勘案し、本公開買付価格の妥当性について

は意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様判断に委ねることを決議しております。

④ 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

a 本応募契約

公開買付者によれば、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、ユニーとの間で、平成28年8月17日付で、ユニー所有株式の全て(21,994,126株、所有割合55.49%)について本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結しているとのことです。

公開買付者によれば、本応募契約においては、ユニーの応募の前提条件として以下の事項が定められているとのことです。なお、ユニーが、その任意の裁量により、適用ある法令等の下で許容される限度において、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、自らの判断で、本公開買付けに応募することは制限されていないとのことです。

- (ア) 本応募契約締結日及び公開買付期間の開始日において本応募契約に定める公開買付者の表明及び保証がいずれも全ての重要な点において真実かつ正確であり、かつ、かかる状態が公開買付期間の末日まで継続していること(注1)
- (イ) 公開買付者について、公開買付期間の開始日までに又は公開買付期間の開始日までの期間につき遵守又は履行すべき本応募契約に定める義務を全ての重要な点において遵守又は履行していること(注2)
- (ウ) 当社の取締役会により、本公開買付けに対する賛同意見表明決議(本公開買付けに賛同する意見であれば足り、株主による応募を推奨する意見であることは要しない。)がなされ、これが公表されており、かつ、かかる意見表明が撤回されていないこと
- (エ) 本債権譲渡契約が締結され、有効に存続していること

(注1) 公開買付者は、本応募契約において、本応募契約締結日、公開買付期間の開始日及び本公開買付けの決済の開始日に、(i)公開買付者の設立及び存続、(ii)公開買付者における本応募契約の締結及び履行に必要な権能力及び行為能力の保有、(iii)本応募契約の有効性及び法的拘束力並びに本応募契約の強制執行可能性、(iv)本応募契約の締結及び履行に必要とされる許認可等の取得及び手続の履践、(v)本応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、(vi)反社会的勢力との関係の不存在、並びに(vii)本公開買付けにおける買付け等に要する資金の支払いに足る十分な資金の保有に関する事項を表明及び保証しているとのことです。

(注2) 本応募契約において、公開買付者が本公開買付けの開始までに履践又は遵守すべき義務としては、秘密保持義務及び権利義務の譲渡禁止が存在するとのことです。

また、本応募契約においては、ユニーが履践又は遵守すべき義務として、本公開買付けの決済の開始日の5年後の応当日の当月20日までの間、ユニーの子会社であるユニー株式会社をして、ユニー株式会社と当社との間の当社の主要な店舗の使用に関する契約を遵守・継続させ、公開買付者の事前の書面による承諾がない限り、これらの契約を変更、修正、中途解約又は解除させてはならない(但し、当社の責に帰すべき事由がある場合にはこの限りではありません。)旨が規定されているとのことです。

b 本債権譲渡契約

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、ユニー及び当社との間で、ユニーが本貸付債権について本債権

放棄を行った上で、本債権譲渡を行う旨の本債権譲渡契約を平成 28 年 8 月 17 日付で締結しております。

本債権譲渡契約においては、本債権譲渡実行の前提条件として以下の事項が定められております。

- (ア) ユニーが自らの名義で所有する当社の普通株式の全部を本公開買付けに応募し、かつ、本公開買付けが成立したこと
- (イ) 本債権譲渡契約に規定するユニーの表明及び保証（注 1）が、本債権譲渡契約締結日及び本債権譲渡の実行日において、全て真実かつ正確であること
- (ウ) ユニー及び当社が本債権譲渡の実行までに履行すべき本債権譲渡契約上の義務（注 2）を全て履行又は遵守していること

（注 1）ユニーは、本債権譲渡契約において、本債権譲渡契約締結日及び本債権譲渡の実行日に、(i) 自己の設立及び存続、(ii) 自己における本債権譲渡契約の締結・履行に必要な権限及び権能の保有、(iii) 本債権譲渡契約の有効性及び法的拘束力並びに本債権譲渡契約の強制執行可能性、(iv) 本債権譲渡契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、(v) 本債権譲渡契約の締結及び履行に関連して必要な許認可等の不存在、(vi) 倒産手続の申立の不存在、(vii) 反社会的勢力との関係の不存在、(viii) 本貸付債権の適法かつ有効な成立、(ix) 本貸付債権の内容、(x) ユニーが本貸付債権の唯一の債権者であり、当該債権を譲渡する完全な権利を有すること並びに(xi) 本貸付債権について、公開買付者の権利に損害を及ぼす又はそのおそれのある権利又は義務が付着していないことを表明保証しております。

（注 2）本債権譲渡契約において、ユニーが本債権譲渡の実行までに履行すべき義務としては、(i) ユニーが本貸付債権の全部又は一部を、公開買付け以外の第三者に対し将来にわたり譲渡せず、担保に供せず、また本貸付債権を侵害する行為を行わないこと、及び(ii) 本債権放棄を実行することがあります。

（注 3）上記「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、本債権放棄の額 16 億円については、アスパラントグループとユニーとの間で協議・交渉を重ねた上、最終的に、アスパラントグループにおいて、本公開買付けに先立ち当社に対して平成 28 年 7 月下旬から同年 8 月中旬まで実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえた当社の資金繰り及び財務状況の検証結果に鑑み、本放棄後貸付債権の額面金額である 18 億円につき当社から弁済を受けることは可能であると判断し、ユニーとの間で、平成 28 年 8 月中旬、本貸付債権のうち 16 億円を放棄した上で、本放棄後貸付債権を額面金額である 18 億円で公開買付者に譲渡する方針が確認されております。

c. 本資本業務提携契約

本公開買付けの実施にあたり、当社及びアスパラントグループは、平成 28 年 8 月 17 日付で本資本業務提携契約を締結しております。

本資本業務提携契約の詳細は以下のとおりです。

(ア) 目的

当社及びアスパラントグループは、本公開買付けを通じて、当社とアスパラントグループが、安定的な資本関係を構築すること、及び、かかる資本提携を基礎として、下記(ウ)に定める業務提携の実現に向けた、協議、検討を含む業務提携関係（以下「本業務提携」といいます。）を構築することを目的として、本資本業務提携契約を締結する。

(イ) 本公開買付けに関する事項

当社は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することにつき、取締役会決議（以下「本賛同決議」といいます。）を行い、本賛同決議を訂正、撤回、変更せず、また、本賛同決議と矛盾する内容のいかなる決

議も行わないものとする。但し、当社が本賛同決議を維持、継続すること又は対抗公開買付けへの反対意見表明を行うことが、当社の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれがあると当社の取締役が客観的かつ合理的に判断するときは、この限りではない。

(ウ) 業務提携

当社及びアスパラントグループは、当社の企業価値の向上を図るため、以下の内容の本業務提携について協議・検討を行う。

- (i) 経営と営業力の強化
 - ① 営業活動と顧客管理システムの連携による顧客満足度の向上と営業収益の拡大
 - ② 店舗採算制度に基づく店長利益管理体制の強化
 - ③ 人材教育制度の充実
 - ④ スtockオプション制度を含めたインセンティブプランの導入
- (ii) 保有不動産の活用を通じた収益の安定化
- (iii) 成長戦略としての同業及び関連業務との提携

(エ) 当社の誓約事項

- (i) 当社は、本資本業務提携契約に定められている事項及びアスパラントグループが事前に書面で同意した事項を除き、本公開買付けが完了するまでの間、自ら又はその子会社をして、善良なる管理者の注意をもって、通常の業務の範囲内において、その事業の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、又は、行わせるものとする。
- (ii) 当社は、本公開買付けが完了するまでの間、当社グループにおいて、通常の業務の範囲外の事項が発生した場合には、速やかに、当該事項を書面でアスパラントグループに対して通知し、合理的な範囲で当該事項の説明を行うものとする。

(オ) 本公開買付け実行後の当社の運営及び役員体制等

- (i) アスパラントグループは、本公開買付けの成立後、当社グループの事業、取引関係、ブランド及び経営の自主性・独立性を維持・尊重する。
- (ii) アスパラントグループは、当社グループの取引先との間の取引条件等の営業秘密について、不正な取得及び利用を一切行わない。
- (iii) アスパラントグループは、当社が本公開買付けの完了後も上場を維持する方針であること、並びに取引所規則において要求される社外取締役選任及び独立性基準への対応を行うことについて了解し、これに協力する。
- (iv) 当社は、本資本業務提携契約に定められている事項を除き、アスパラントグループに対して事前に書面による承諾を取得した場合に限り、自ら又は子会社をして、以下の事項を実施し、又は、実施させることができるものとする。
 - ① アスパラントグループによる当社との資本提携・業務提携と矛盾若しくは相反する取引又は実質的に両立しない一切の行為
 - ② 当社グループの財務状態又は経営状態に重大な影響を及ぼす行為
 - ③ その他当初の事業計画の実現に重大な変化を及ぼす事項の決定
- (v) アスパラントグループは、本公開買付けの成立後、2名の取締役候補者を指名することができるものとする。
- (vi) 当社は、本公開買付けの成立後、実務上可能な限り速やかに、越田次郎氏をして取締役を辞任させるものとする。
- (vii) 当社は、本公開買付けの成立後、実務上可能な限り速やかに、臨時株主総会を招集し、アスパラントグループが指名する者を取締役候補者とする取締役選任議案をそれぞれ上程し、かかる議案がそれぞれ原案どおり承認可決されるよう協力するものとする。

- (viii) 上記(v)の取締役候補者とは別に、アスパラントグループは、本公開買付けの成立後、現経営陣の経営をサポートする常駐人員を派遣することができるものとする。
- (ix) アスパラントグループは、本公開買付け成立後、上記(vii)の臨時株主総会においてアスパラントグループが指名する取締役が選任されるまでの間、いつでも、自己が指名する者を、当社の取締役会及び経営会議その他の会議にオブザーバーとして出席させることができるものとし、当社は、これに異議を述べないものとする。
- (x) アスパラントグループは、当社が、当社グループに在籍する従業員の雇用を継続するとともに現行の人事制度を維持し、労働条件の不利益変更を行わない方針であることを了解し、これに協力する。
- (xi) アスパラントグループは、当社が、本公開買付けの成立時点の当社グループの取締役及び監査役(但し、退任予定の越田次郎氏を除く。)につき、引き続き当社グループの取締役及び監査役として留任させ、当社グループの現在の経営体制の維持を基本とする方針であることを了解し、これに協力する。
- (xii) アスパラントグループは、当社が、本公開買付けの成立後、早期黒字化を達成するための役員及び従業員に対するストックオプションの付与その他の手法を含むインセンティブプランを実施する方針であることを了解し、これに協力する。

(カ) 株式譲渡等

アスパラントグループは、本公開買付けにより取得した当社の普通株式について、第三者に対して譲渡、担保設定その他の処分を行う場合には、当社の事前の書面による同意を得るものとする。但し、当社は、当該処分が当社にとって客観的に利益となる場合には、不合理に同意を拒否しないものとする。

(キ) 終了事由

本資本業務提携契約は、以下に定めるいずれかの場合にのみ終了するものとする。

- (i) 当社及びアスパラントグループが、書面で本資本業務提携契約の終了につき合意した場合
- (ii) 本資本業務提携契約が当社及びアスパラントグループにより解除された場合
- (iii) 本公開買付けが不成立となった場合
- (iv) 公開買付者が本公開買付けを撤回した場合
- (v) アスパラントグループが本公開買付けによって当社の株式を取得した後に、当社の株式を一切保有しなくなった場合

(3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社並びにアスパラントグループ及び公開買付者から独立した第三者算定機関である株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ(以下「グラックス」といいます。)に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼しました。グラックスは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社株式が東京証券取引所に上場していることから市場株価平均法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて当社株式の株式価値の算定を行い、当社はグラックスから平成28年7月7日に当社株式に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を取得いたしました。なお、当社は、グラックスから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。また、グラックスは、当社並びにアスパラントグループ及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

グラックスによると、当社株式の株式価値算定にあたり、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法	80 円から 93 円
類似会社比較法	75 円から 133 円
D C F 法	68 円から 83 円

市場株価平均法では、平成 28 年 7 月 6 日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値 78.0 円、直近 1 ヶ月間の終値出来高加重平均値 80.4 円、直近 3 ヶ月間の終値出来高加重平均値 85.1 円及び直近 6 ヶ月間の終値出来高加重平均値 92.9 円を基に、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を、80 円から 93 円までと算定しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を、75 円から 133 円までと算定しております。

D C F 法では、当社が作成した当社の平成 29 年 2 月期から平成 31 年 2 月期にかかる事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が平成 29 年 2 月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を、68 円から 83 円までと算定しております。

なお、上記 D C F 法の算定の基礎となる事業計画では、平成 29 年 2 月期において、ホームファッション事業からの撤退、きもの事業の業績不振店の閉鎖、及び現本社移転とその跡地利用による不動産収入の拡大の 3 つの重点施策からなる事業構造改革の実施等を見込んでいるため、対前年度比較において営業利益、経常利益、当期純利益のそれぞれについて大幅な増益となり黒字化を見込んでおります。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、当社の主要株主であるユニーが公開買付者との間で本応募契約を締結しており、ユニーと少数株主との利害が必ずしも一致しない可能性があることから、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、本公開買付けの公正性及び適正性を担保するため、本公開買付けに対する意見表明及び本資本業務提携契約の締結を決議するに当たって、以下の措置を講じております。

①当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会意思決定過程における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、当社、ユニー並びにアスパラントグループ及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、本公開買付けに対する意見表明に関する平成 28 年 8 月 17 日開催の当社の取締役会意思決定の過程、意思決定の方法その他の法的留意点に関して法的助言を受けております。

②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

上記「(3) 算定に関する事項」に記載のとおり、当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社並びにアスパラントグループ及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるグラックスに対して、当社の株式価値の算定を依頼しました。グラックスは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社株式が東京証券取引所に上場していることから市場株価平均法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社

比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて当社株式の株式価値の算定を行い、当社はグラックスから平成28年7月7日に当社株式に関する本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、グラックスから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。また、グラックスは、当社並びにアスパラントグループ及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

③当社における利害関係を有しない社外監査役からの意見の入手

当社取締役会は、本公開買付けへの賛否に係る意思決定過程の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、平成28年8月上旬以降に、当社並びにアスパラントグループ及び公開買付者との間に利害関係を有しない者として、当社の社外監査役田中達美氏及び社外監査役石原尚子（藤田尚子）氏（なお、両名ともに、当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ております。）に対して、本公開買付けが当社の少数株主にとって不利益なものではないかについて諮問をしました。

上記の社外監査役は、本公開買付けの意義に関する当社の説明、上記「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書のドラフトその他の資料を踏まえ、当社における本公開買付けの意義、本公開買付けにより期待できるシナジーの内容、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件の当社の株主にとっての妥当性、本公開買付けの意思決定過程の手続の公正性について協議及び検討を行ったとのことです。その結果、上記の社外監査役は、平成28年8月17日、(i)当社がアスパラントグループと安定的な資本関係を構築することで当社の企業価値及び株式価値の向上が実現できると考えることは不合理ではないこと、(ii)本公開買付価格は、独立した第三者算定機関であるグラックスによる当社株式の株式価値の算定結果を下回る低廉なものであるものの、(a)アスパラントグループとしては、本公開買付けにユニー以外の株主の応募がなされることは基本的に想定しておらず、また、当社株式の上場廃止を企図するものではないとのことであり、(b)本公開買付価格は、アスパラントグループとユニーとの交渉の結果、上記(a)の点も踏まえて決定されたものであるところ、(c)当社としても、上記(i)のとおり本公開買付けにより当社の企業価値及び株式価値の向上が見込まれるため、ユニー以外の当社株主にとって、本公開買付けに応募することなく引き続き当社株式を保有するという選択肢を取ることも十分な合理性が認められると考えられる一方、もし仮に当社株主が当社株式の売却を希望する場合には、東京証券取引所において当社株式を売却することも可能であると考えられる以上、本公開買付価格が、当社の立場として不合理とはいえないこと、(iii)また、公開買付期間等の本公開買付けに関する諸条件についても、上記(ii)と同様の理由から、特段不合理な点はないと考えられること、(iv)下記「④当社における利害関係を有しない取締役の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載のとおり、本公開買付けに対する意見表明の内容を決議する当社の取締役会において、本公開買付けへの賛否に係る意思決定過程に当社との間に利益相反関係を有する取締役が参加しておらず、独立したリーガル・アドバイザーが選任され、また、独立した第三者算定機関からの本株式価値算定書も取得していること等を踏まえれば、本公開買付けの手続は透明・公正なものであると言えること、並びに(v)当社の支配株主であるユニーから当社に対する不当な影響力の行使を窺わせる事実も認められないことから、本公開買付けは当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められ、本公開買付けに対して当社の取締役会が賛同の意見を表明するとともに、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては当社株主の判断に委ねることは合理的である旨の意見を、当社取締役会において述べております。

④当社における利害関係を有しない取締役の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

西村あさひ法律事務所から得た法的助言、グラックスから取得した本株式価値算定書の内容、アスパラントグループとの間で実施した複数回に亘る継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえ、当社は、公開買付けによる本公開買付けに関する諸条件及び本資本業務提携契約の内容について慎重に詮議・検討を行った結果、本債権放棄により当社の財務体質が改善するとともに、アスパラントグループは、投資実績を有しており、経営者と共に業績改善を支援することで投資先の企業価値向上を行う投資ファンドであって、当社とアスパラントグループが安定的な資本関係を構築することで、当社の企業価値のより一層の向上を図ることができ、当社株主の皆様にとっての株式の価値向上につながるものと判断いたしました。また、アスパラントグループの説明に基づけば、公開買付価格も少数株主の応募を想定した価格ではなく、ユニーが所有する当社株式を取得することを目的として設定された価格と評価できることから、当社としては、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることが合理的であると判断いたしました。なお、法 27 条の 2 第 3 項に基づき、公開買付価格は実質的に均一の条件によらなければならないところ、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由 ①本公開買付けの概要」のとおり、公開買付者は、ユニー及び当社との間で、本債権譲渡に際して、ユニーが有する本放棄後貸付債権を額面金額である 18 億円で公開買付者に譲渡する旨の本債権譲渡契約を締結しているとのことであり、本公開買付けの決済の開始日付で本債権譲渡を実施する場合には、本債権譲渡の対価いかんによっては、上記公開買付価格の均一性の趣旨に反すると判断される可能性があり得ますが、当社としては、当社の実態純資産額その他の財務状況や、非事業性資産の売却、店舗閉鎖に伴う保証金の返還、一部事業の譲渡等により、今期中に総額 5 億円以上のキャッシュフローを見込んでいること及び今後の収益見込み等から、本放棄後貸付債権 18 億円全額の弁済は十分可能であると考えており、したがって、本放棄後貸付債権の譲渡価格 18 億円は妥当であると考えられ、公開買付価格の均一性及びその趣旨に反するものではないと判断しました。

以上より、平成 28 年 8 月 17 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、当社株式について本公開買付けに応募するか否かについては当社の株主の皆様の判断に委ねること及び本資本業務提携契約を締結することを決議しております。

上記の当社取締役会決議は、当社の取締役 5 名中、ユニーの取締役専務執行役員を兼務している越田次郎氏を除く全ての取締役（4 名）が出席し、出席した取締役の全員の一致により、決議されております。なお、当社取締役のうち、越田次郎氏は親会社であるユニーの取締役専務執行役員を兼務しているため、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する全ての議案について、その審議及び決議には参加しておらず、上記取締役会には出席しておりません。

また、社外監査役田中達美氏及び社外監査役石原尚子（藤田尚子）氏を含む当社の監査役 3 名は上記の当社取締役会に出席し、出席監査役 3 名全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は 21,994,126 株（所有割合 55.49%）を買付予定数の上限として本公開買付けを実施することです。本公開買付けの結果次第では、ユニーが所有する当社株式以外の当社株式を取得する可能性はありますが、本公開買付け成立後に公開買付者が所有することとなる当社株式の合計が最大でも

所有割合 55.49%を超えることはありません。したがって、本公開買付け成立後も、当社株式は、引き続き東京証券取引所市場第一部における上場が維持される予定です。

なお、本公開買付けが成立し、本債権放棄が当社及びユニーとの間で決定された場合には、本債権放棄の額が当社の最近事業年度の末日における債務総額の10%以上となるため、東京証券取引所が定める上場廃止基準（有価証券上場規程第601条第1項第7号）に該当することとなりますが、当社が同時に再建計画を公表し、その後1か月間の当社株式の平均及び最終日の時価総額が10億円以上となった場合には、当社の上場が維持されます。

(6) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者によれば、公開買付者においては、本日現在、当社株式の追加取得を行う予定はないとのこと。

4. 公開買付者と当社株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者と当社株主のユニーとの間の本応募契約の内容については、上記「3. (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由 ④本公開買付けに係る重要な合意に関する事項 a 本応募契約」及び同「b 本債権譲渡契約」をご参照下さい。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

上記「3. (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由 ④ 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項 c 本資本業務提携契約」に記載のとおり、公開買付者は、当社が、本公開買付けの成立時点の当社グループの取締役及び監査役（但し、退任予定の越田次郎氏を除く。）につき、引き続き当社グループの取締役及び監査役として留任させ、当社グループの現在の経営体制の維持を基本とする方針であることを了解し、これに協力する旨合意しております。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

9. 今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針及び当社普通株式の上場廃止に関する見込みについては、上記「3. 本公開買付けに関

する意見の内容、根拠及び理由 (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照下さい。

(2) 今後の業績の見通し

本公開買付けが当社の業績に与える影響については、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。なお、ユニーが所有する当社株式の全部を本公開買付けに応募し、かつ、本公開買付けが成立した場合には、当社において、本債権放棄による債務免除益 16 億円を特別利益として計上することが見込まれております。

10. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

公開買付者は、当社の支配株主のユニーとの間で応募契約を締結しており、ユニーからの当社株式の取得を前提として本公開買付けを行うため、当社の取締役会による本公開買付けに対する意見表明（以下「本意見表明」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、当社の事業活動や重要な経営判断については、親会社から独立して決定しております。当社と親会社が行う取引につきましても、社会通念上の一般の取引条件と同様の考え方で取引を行うことを基本方針としており、取引内容及び条件の妥当性につきましても、他の会社と取引を行う場合と同様に、取引条件や市場価格等を十分に勘案し、決定しております。本公開買付けについては、支配株主のユニーの取締役専務執行役員を兼務している越田次郎氏を除いた全ての取締役4名が出席して本公開買付けに対する当社の意見を審議し、出席した取締役全員の賛成により賛同意見を表明することが決議されています。また、その際、本取締役会に出席した社外監査役全員が賛同意見を表明することについて異議がない旨の意見を述べています。

また、下記(3)のとおり、ユニー、公開買付者及び本公開買付けと利害関係を有しない当社の社外監査役2名が当社の少数株主にとって不利益ではない旨の意見を述べています。さらには、公開買付価格の適正性を判断するに際して、その参考資料としてユニー、当社並びにアスパラントグループ及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるグラックスより算定報告書を受領しています。

このように、当社は、ユニーの影響を受けない者から供された参考資料をもとに、ユニーの影響を受けない取締役のみにより本公開買付けに対する意見について審議を行うとともに、これについてユニーの影響を受けない社外監査役が当社の少数株主にとって不利益ではない旨の意見を述べており、少数株主の保護を図るための措置を実施しており、本意見表明は親会社であるユニーから独立して決定されているのであって、少数株主にとって不利益ではないと考えております。

なお、支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針として、当社の方針としては、親会社からの事実上の制約はなく、独自に事業活動を行っており、一定の独立性が確保されております。また、当社と親会社及びグループ企業との取引条件等においては、一般的な取引と同様、契約条件や市場基準を見ながら合理的に決定しており、当該方針とも適合していると判断しております。(注1)

(注1) 当社は、当該方針を記載したコーポレート・ガバナンス報告書を東京証券取引所に速やかに提出する予定であります。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3.(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照下さい。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本公開買付けが、支配株主との重要な取引等に該当することから、当社は、「3.(4)③当社における利害関係を有しない社外監査役からの意見の入手」に記載のとおり、当社及び公開買付者との間に利害関係を有しないものとして、当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外監査役田中達美氏及び社外監査役石原尚子(藤田尚子)氏は、平成28年8月17日、本公開買付けは少数株主にとって不利益なものではないと認められるとの意見を、当社取締役会において述べております。意見の概要については、上記3.(4)③をご覧ください。

(添付資料)

公開買付者による平成28年8月17日付公表資料「株式会社さが美株券等(証券コード8201)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

以 上

平成 28 年 8 月 17 日

各 位

団 体 名	AG 2 号投資事業有限責任組合
本店所在地	東京都港区赤坂二丁目 23 番 1 号
代 表 者 名	無限責任組合員 アスパラントグループ株式会社 代表取締役 中村 彰利
問 合 せ 先	浜田 康彦 (TEL 03-3568-2572)

株式会社さが美株券等（証券コード 8201）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

AG 2 号投資事業有限責任組合（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 28 年 8 月 15 日、株式会社さが美（コード番号：8201、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 条。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

公開買付者は、投資先企業（対象者を含みます。）の企業価値向上等を通して、組合員の財産を最大化することを主たる目的として、平成 28 年 6 月 29 日に無限責任組合員であるアスパラントグループ株式会社（以下「アスパラントグループ」といいます。）により、組成された投資事業有限責任組合です。

今般、アスパラントグループは、平成 28 年 8 月 15 日開催のアスパラントグループにおける最終投資意思決定機関である投資委員会において、公開買付者を介して、東京証券取引所市場第一部に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）のうち、対象者の親会社であるユニークグループ・ホールディングス株式会社が本日現在において所有する対象者株式数の全て（21,994,126 株、所有割合（注）55.49%）を取得することを目的として、本公開買付けを実施することを決裁いたしました。なお、公開買付者は、本日現在、対象者株式を所有しておりません。

（注） 「所有割合」とは、対象者が平成 28 年 7 月 1 日に提出した第 43 期第 1 四半期報告書に記載された平成 28 年 5 月 20 日現在の対象者株式の発行済株式総数（40,834,607 株）から同日現在の対象者の所有する対象者株式に係る自己株式数（1,196,468 株）を控除した対象者株式数（39,638,139 株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入します。）をいいます。なお、平成 28 年 8 月 17 日に対象者が公表した「AG 2 号投資事業有限責任組合による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び AG 2 号投資事業有限責任組合との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」によれば、株主名簿上は対象者名義とされているものの、実質的には対象者が所有していない株式が 1,000 株あるため、当該株式数は自己株式数から控除しているとのことです。かかる 1,000 株について、対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に問い合わせたところ、記録がなく明確には分からないとのことであり、対象者としては、あくまで対象者の推測ですが、過去に自己株式を第三者に処分し、当該第三者が当該株式の名義書換を行わないまま時間が経過して所在不明となり、その後株券の電子化によって所在不明の 1,000 株が同行の特別口座で管理されている状態となっていると考えているとのことです。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

(1) 対象者の名称

株式会社さが美

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

平成 28 年 8 月 18 日（木曜日）から平成 28 年 10 月 11 日（火曜日）まで（36 営業日）

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 56 円

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数 21,994,126 株

買付予定数の下限 21,994,126 株

買付予定数の上限 21,994,126 株

(6) 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

(7) 決済の開始日

平成 28 年 10 月 18 日（火曜日）

なお、本公開買付けの具体的な内容は、本公開買付けに関して公開買付者が平成 28 年 8 月 18 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以 上